

○電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件（平成十二年郵政省告示第七百四十四号）の一部を改正する告示案（傍線部分は改正部分）
新旧対照表

| 改正案 | | 現行 | |
|---|--|---|--|
| 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を次のように定める。 次の表左欄に掲げる無線局が使用する周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。 | | 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を次のように定める。 次の表左欄に掲げる無線局が使用する周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。 | |
| 無線局 | 周波数 | 無線局 | 周波数 |
| 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。） | <u>718MHzを超え748MHz以下</u> 900MHzを超え915MHz以下 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下 1,749.9MHzを超え1,759.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下 | 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。） | 900MHzを超え915MHz以下 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下 1,749.9MHzを超え1,759.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下 |
| 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの | <u>773MHzを超え803MHz以下</u> 945MHzを超え960MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,844.9MHzを超え1,854.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下 （平成17年総務省告示第883号第2項第2号（二）に掲げる区域に係るものを除く。） 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下 | 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの | 945MHzを超え960MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,844.9MHzを超え1,854.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下 （平成17年総務省告示第883号第2項第2号（二）に掲げる区域に係るものを除く。） 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |